

# インフルエンザ流行に備えた体制整備について

---

令和2年10月  
茨城県保健福祉部

# 1. 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備

---

## 1. 現状・課題

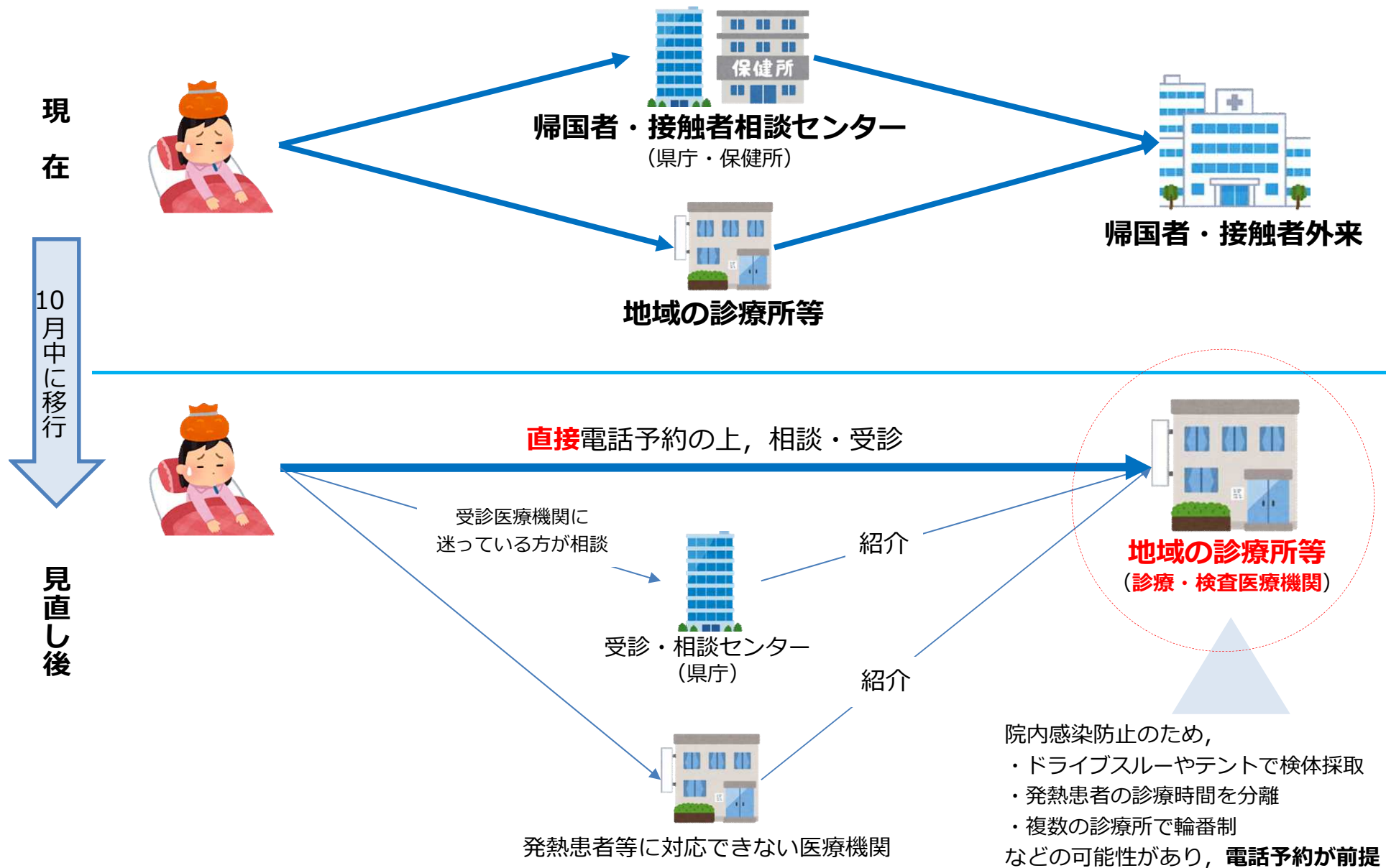
- 例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して対策を講ずるべきであるが、**季節性インフルエンザとCOVID-19を臨床的に鑑別することは困難。**
- 今シーズンは、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、**インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性**がある。
- ▶ こうした状況を踏まえ、自治体や関係団体と連携して、次のインフルエンザ流行に備え、**インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを実施（10月中）**するとともに、**各自治体の外来・検査体制を整備（10月中）**する。

## 2. 基本的な考え方

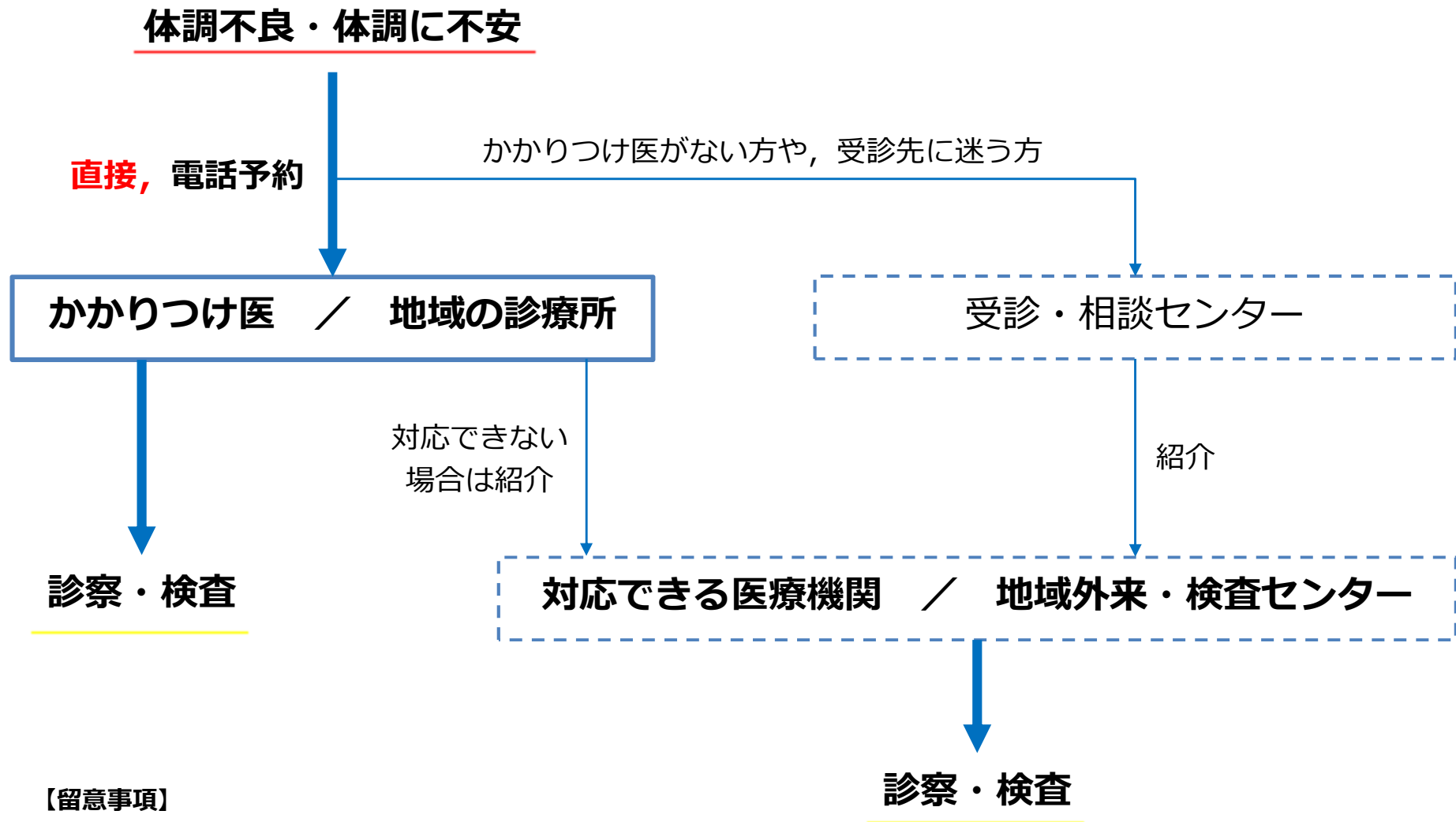
- I. 地域の実情に応じて、**多くの医療機関で発熱患者を診療できる体制を整備（外来・検査体制の整備）**
- II. インフルエンザワクチンの**供給量を確保・効率的なワクチン接種を推進**するとともに、**優先的な接種対象者への呼びかけを実施（インフルエンザワクチンの接種）**
- III. **新しい生活様式**の徹底をはじめとする公衆衛生対策

# インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直し

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診察・検査体制の構築に着手



# インフルエンザ流行における検査フロー



## 【留意事項】

院内感染防止のため,

- ・ドライブスルーやテントで検体採取
- ・発熱患者の診療時間を分離
- ・複数の診療所で輪番制

などの可能性があり, 電話予約が前提

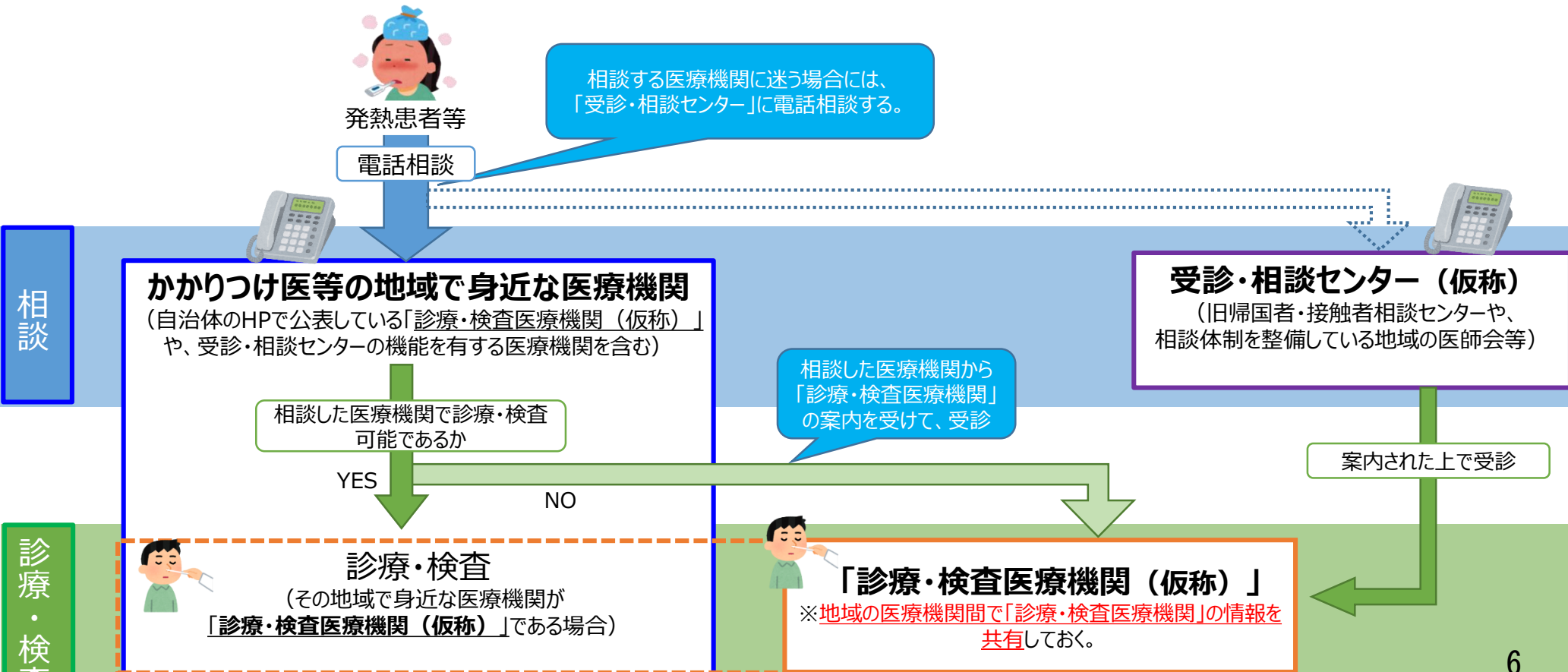
# 発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

## <住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、**「受診・相談センター」に相談**すること。

## <都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、**「診療・検査医療機関」とその対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、**「診療・検査医療機関」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。

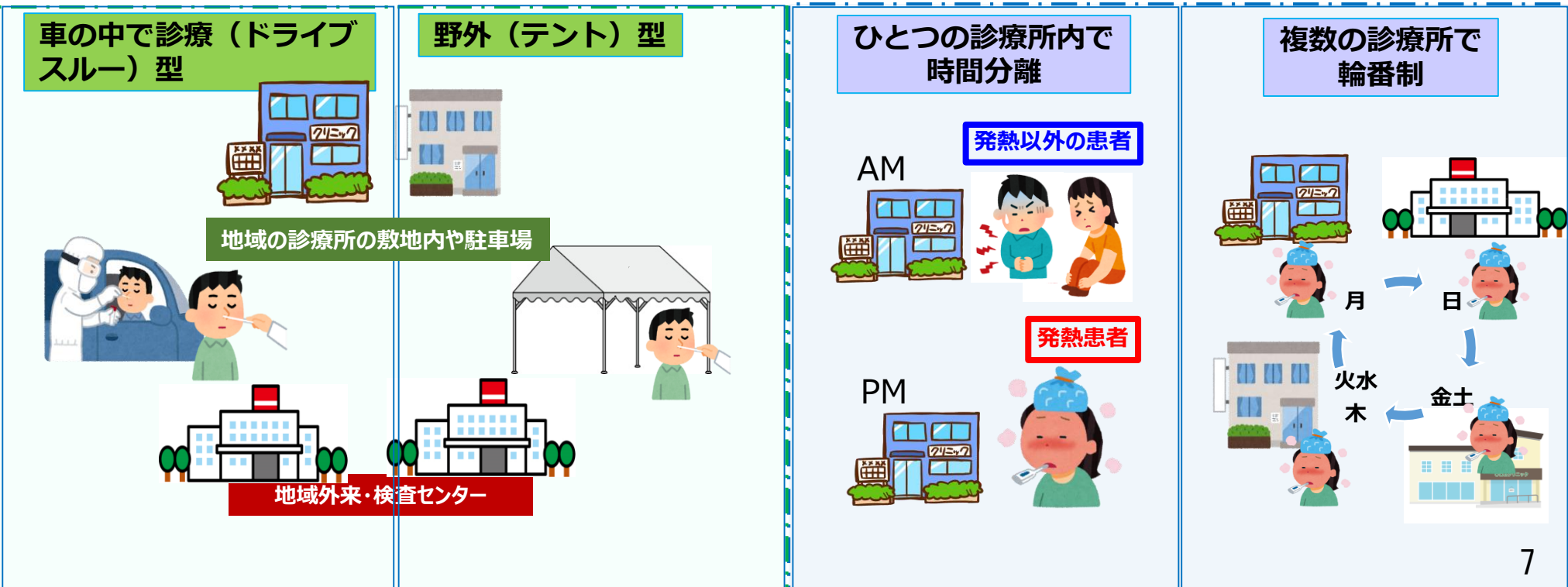


※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターに依頼することも可能

# 次のインフルエンザ流行に備えた医療機関の診療体制・検査の想定パターン

- 今まで帰国者・接触者外来を担っていた医療機関は、入口や診察室が複数ある等、医療機関内で動線の確保が可能であったが、地域の診療所等において、必ずしも帰国者・接触者外来と同様に院内感染防止のための動線の確保ができるとは限らない。
- そのため、**各地域や各医療機関において、地域の実情を踏まえて、院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療・検査を行う体制を検討していく必要がある。**
- 動線確保をしつつ、診療・検査を行う体制として想定されるのは以下のとおり。ドライブスルー型・テント型の方が、多くの患者を対応することができる。
- なお、どのような体制であったとしても、事前に電話予約の上、受診することを徹底する。その上で、地域の感染状況や患者の接触歴等に応じて、更なる時間的・空間的分離を講ずるといった対応も求められる。

診療・検査体制のパターン（案）



# 次のインフルエンザ流行に備えた医療機関の診療体制・検査の想定パターン

- 日本感染症学会提言「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」を踏まえ、流行状況に応じた季節性インフルエンザとCOVID-19の検査体制の整備に取り組んでいく。

## 検査について（日本感染症学会提言抜粋）

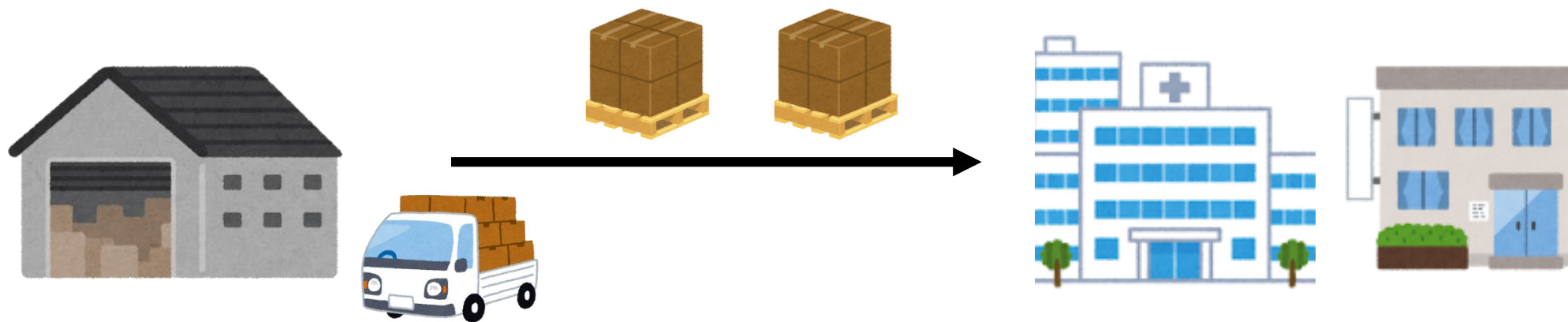
- 原則として、**COVID-19の流行が見られる場合**には、インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、**可及的に季節性インフルエンザとCOVID-19の両方の検査を行う事を推奨**。
- ただし、COVID-19の検査の供給は限られることから、**流行状況により、先にインフルエンザの検査を行い、陽性であればインフルエンザの治療を行って経過を見る**ことも考えられる。

採取する検体	季節性インフルエンザ	COVID-19	感染防護	備考
①鼻咽喉ぬぐい液	<b>抗原定性</b> 鼻咽喉ぬぐい液	<b>抗原定性</b> 鼻咽喉ぬぐい液	医療者に一定の暴露あり (フェイスガード、サージカルマスク、手袋・ガウン等)	・迅速に結果を得ることができる
②鼻かみ液・唾液	<b>抗原定性</b> 鼻かみ液	<b>PCR(抗原定量)</b> 唾液	医療者の暴露は限定的 (サージカルマスク、手袋)	・結果を得るのに数日かかる ・COVID-19のPCRのキャパシティを消費
③検体採取なし	<b>臨床診断</b> (抗インフルエンザ薬の処方あり)	<b>検査必要時は検査センターへ紹介</b>	医療者の暴露は限定的 (サージカルマスク、手袋)	・医師及び患者より検査を実施すべきとの声あり。抗インフルエンザの過剰投与や過度な学級閉鎖等のリスクあり。



# コロナやインフルエンザの検査に必要なPPEの配布について

- 日本環境感染学会等のガイドラインに基づき、上気道の検体採取など検査手法や、検査体制に応じて、必要な個人防護具（PPE）を無償配布する。
  - ※ インフルエンザ流行期の無償配布で、医療従事者の新型コロナウイルスの感染リスクを低減し、幅広い医療機関からの協力を得る。
  - ※ サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の配布を予定。
- ①COVID-19とインフルエンザは鑑別が難しいこと、②インフルエンザの検査は一般的に上気道の検体採取で行うことから、検査体制に応じたPPEの配布を想定している。
- 今後、基本的な考え方を示した上で、都道府県において各地域での具体的な検査実施体制及び検査を実施する医療機関を検討いただき、インフルエンザ流行期前に必要な物資が医療現場に行き渡る手法について関係者と調整する。



# インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援

## 事業目的

(予算額：2,170億円)

インフルエンザ流行期に備え、多数の発熱患者等が地域で適切に相談・診療・検査を受けられる体制を整備するため、都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関に対する支援を行うなど、発熱外来診療体制の確保を図る。

## 事業内容

### ①インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

国による直接執行

【12P参照】

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

### ②インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

国による直接執行

【13P参照】

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（都道府県の指定）に対して、電話相談業務の実施に必要な経費を補助する。

### ③新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業（受診・相談センターの拡充）

緊急包括支援交付金の増額

急に症状が悪化して夜間・休日に受診可能な医療機関を探す発熱患者等が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、最寄りの適切な医療機関の案内や必要に応じて受診調整を行う受診・相談センターの設置に必要な経費を補助する。

# 医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助

(新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業)

## 事業目的

国による直接執行 (予算額：10億円)

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図る。

## 事業内容

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

〔対象医療機関〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関（仮称）
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関（③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者）
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関（④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者）

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

# インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

## 事業目的

国による直接執行 (予算額：2,068億円)

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

## 事業内容

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

〔補助基準額〕 13,447円 × (受入時間に応じた基準患者数 - 実際の発熱患者等の受診患者数)

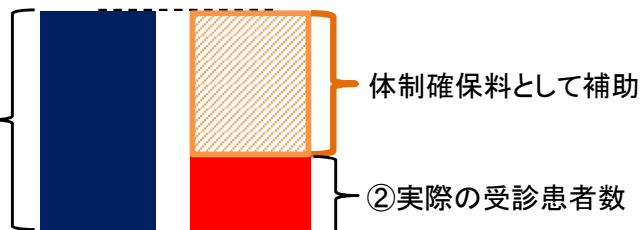
- ・ 基準となる患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定。
- ・ 実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付。

診療・検査医療機関(仮称)において発熱患者等を受け入れる体制を確保

診療・検査医療機関(仮称)は都道府県が指定



①受入時間に応じた基準患者数  
(1日当たり20人を上限)



体制確保時間 (1日あたり)の例	補助上限額 (1日あたり)
7時間	約26.9万円
4時間	約15.4万円
2時間	約7.7万円

[体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例]

$$13,447円 \times (①基準患者数(20人) - ②実際の受診患者数(5人)) = 約20.2万円/日$$

※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人。

※ 実際には全く発熱患者等の受診を受け入れない場合は補助を減額。

※ 診療・検査医療機関(仮称)の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(都道府県等や地域の医療関係者における診療体制の整備)

- ・ 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関(仮称)とその対応時間等を、地域の医療機関や受診・相談センター間で随時、情報共有。
- ・ その上で、診療・検査医療機関(仮称)から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるよう更なる方策を講じる。

※ 診療・検査医療機関(仮称)に国から必要な個人防護具を配布。



# インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

国による直接執行 (予算額：35億円)

## 事業目的

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

## 事業内容

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（都道府県の指定）に対して、電話相談業務に必要な経費を補助する。

※ 受診・相談センター1か所あたり、3医療機関までとすること。

### 〔補助基準額〕

100万円を上限として、電話相談業務に要する実費※を補助

※ 賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

### 〔住民への周知〕

都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等について、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、住民に周知すること

### 〔相談対応〕

患者からの相談に対して、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項等の指導を行える体制を整備していること。

## 2. 具体的な対応について

---

# 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

- 1 発熱患者等の診察，検査を行うために，  
「診療・検査医療機関」として県の指定を受ける。【新規】
- 2 新型コロナウイルスの検査を行うために，  
「検査協力医療機関」として県と契約を締結。【継続。新手法あり。】
- 3 「受診・相談センター」の代理的機能として，土日祝日や夜間の電話相談業務を行うために，  
「電話相談体制を整備した医療機関」として県の指定を受ける。【新規】

# 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

- 1 発熱患者等の診察，検査を行うために，  
「診療・検査医療機関」として県の指定を受ける。

## 【指定要件】

- ・発熱患者が，他の患者と接触しないよう，可能な限り動線が分けられていること。
- ・医療従事者の適切な感染対策がとられていること。
- ・検査を行う場合は，県と契約を締結していること。 など

## 【留意事項】

- ・指定後はG-MISへ受診者数や検査数を報告すること。

→ 国の体制整備補助金やPPEの支給を受けるためには，県の指定を受ける必要があります。

→ 県の指定にあたり，10月中に各医療機関の状況を調査いたしますので，郡市医師会からの調査にご協力をお願いします。





# 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

- 1 発熱患者等の診察，検査を行うために，  
「診療・検査医療機関」として県の指定を受ける。

## 【指定を受けると可能なこと】

- ・外来診療・検査体制確保補助金 → 指定後，国へ直接申請

- ＊厚生労働省ホームページ参照

- ＊第1回目×切 10月12日， 第2回目×切 10月30日

(問い合わせ先)

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

☎0120-336-933

- ・PPEの支給 → 指定を受けた医療機関へ使用見込量を直送予定

# 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

## 2 新型コロナウイルスの検査を行うために， 「検査協力医療機関」として県と契約を締結。

○これまで，新型コロナウイルスの検査を希望する医療機関とは，県と，個別に検査の契約を締結。



○これからは，検査可能な医療機関の裾野を広げるため，原則として県と郡市医師会との「集合契約」を締結。



→ これまでに個別契約した医療機関についても，集合契約に入っただき，旧契約は集合契約へ移行。

→ 県との契約締結にあたり，郡市医師会からの調査（集合契約への参画）にご協力をお願いします。（※一部の医師会では先行して取りまとめ中）

# 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

## 2 新型コロナウイルスの検査を行うために， 「検査協力医療機関」として県と契約を締結。

○「検査協力医療機関」として，検体採取を行っている場合，次の県の補助金を申請することが可能。

○「帰国者・接触者外来等設備整備費等補助金」

→ 次の設置，購入費用を補助(10/10)

- ・HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)
- ・HEPAフィルター付きパーテーション
- ・個人防護具
- ・簡易ベット
- ・簡易診療室及び付帯する備品

→ 茨城県ホームページで要項や申請書を確認ください。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/corona-houkatsu.html>)

## 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

- 3 「受診・相談センター」の代理的機能として，土日祝日や夜間の電話相談業務を行うために，  
「電話相談体制を整備した医療機関」として県の指定を受ける。

- 受診・相談センター1箇所につき，3医療機関まで指定可能。
- 補助額(上限)：1,000千円／1箇所

→ 県の指定にあたり，ご協力いただける医療機関については，郡市医師会からの調査でご報告をお願いします。



# 発熱患者等の診察，検査を行っていただくために ～体制整備に向けた3つの柱～

## 体制整備に向けた主な関係通知類

### (インフルエンザ流行に備えた体制整備について)

令和2年9月4日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡  
「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」

### (診療・検査医療機関の指定要件)

令和2年9月15日 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡  
「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」

### (県から県医師会・郡市医師会への調査等の依頼)

令和2年10月2日 茨城県保健福祉部長通知  
「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に向けた「検査協力医療機関」等の更なる拡大及び「診療・検査医療機関」の指定等について(依頼)」